

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、運転手として勤務していたところ、同年〇月〇日、会社駐車場においてトレーラーの洗車をしていた際、バランスを崩し脚立から転倒し、鉄板敷の地面に後頭部を強打した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「外傷性くも膜下出血」他と診断され、入院治療を受け、以後複数の病院で療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認めたが、請求人には同一部位に既に障害等級第9級に該当する障害があり、これら2つの障害を併合して障害等級準用第8級に該当すると認めた上で、労災則第14条第5項の規定により障害等級準用第8級に应ずる額から障害等級第9級に应ずる額を控除して得た額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に残存する障害を障害等級準用第8級と認定し、労災則に基づき支給額を減額した処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、現障害等級準用第8級の給付日数から既存障害等級第9級の給付日数を差し引いた額が、給付されることは納得できない旨主張するので、以下検討する。

(1) 本件災害による請求人に残存する障害について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「嗅覚脱失」と診断しており、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その障害等級は、準用第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」と判断する。

なお、請求人は右手が震えると申し立てているが、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、傷病名を「振戦」とし、「その原因の可能性と考えられた薬剤について調整を行った」旨述べているところ、外傷性くも膜下出血を原因とする診断には至っていないことから、本件災害との因果関係は不明であり、当審査会としても、振戦の症状について本件災害に起因する障害とは認められないものと判断する。

(2) 請求人には、本件災害以前に、決定書理由に説示のとおり、既存障害として、

脳動静脈奇形による「症候性てんかん」（以下「既存障害」という。）が認められ、現在も抗てんかん薬の服用を行っていることから、既存障害は、「服薬継続によりてんかん発作がほぼ完全に抑制されているもの」に該当し、当審査会としても障害等級第9級の7の2が相当であるものと判断する。

(3) よって請求人に残存する障害は、上記2つの障害について併合繰上げの方法を用いることで、障害等級準用第8級であるものと判断する。

(4) 障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）によれば、「既に身体障害のあった者が業務災害によって同一の部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償を行う。」とされ、加重とは既存の障害に新たな障害が加わった結果障害等級表上現存する障害が既存の障害より重くなった場合をいうものであって、ここでいう「同一の部位」とは、「同一の系列」をいうものとされているところである。

(5) そこで、請求人の残存障害について検討すると、上記のとおり請求人の本件災害による嗅覚脱失は、「局部にがん固な神経症状を残すもの（準用第12級の12）」であり、請求人の既存障害は「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの（第9級の7の2）」であって、これらは、障害等級表上同一の系列（神経系統の機能又は精神）に属するものであり、認定基準にいう同一の部位（同一系列）に属する。

よって、本件災害による請求人に残存する障害は、上記(3)のとおり障害等級準用第8級であり、既存障害である障害等級第9級より重くなっているため、認定基準の「同一の部位について障害の程度を加重した場合」に該当する。この場合は、「加重した限度で障害補償を行う」とされていることから、既存の障害について認定された障害等級を超えた部分について補償することになる。

したがって、当審査会としても、請求人の残存する障害は、障害等級準用第8級に該当すると認め、同等級に応ずる障害等級から既存障害の障害等級第9級に応ずる障害等級を差し引いた額を支給することが妥当であると判断する。

(6) なお、請求人は、以前の障害について補償を受けていないことや嗅覚脱失の苦痛について述べ、現障害等級準用第8級から既存障害第9級が差し引かれることは納得できないと主張するが、労災則第40条第5項は「既にあった障害の該当する障害補償の金額を差し引く」と規定しており、既にあった障害について補償の有無を問題にはしていないこと、労災保険法に基づく障害補償給付

は受傷した個人の苦痛に応じてではなく、一般的な労働能力の喪失の程度に応じて行われるものであることから、本件障害等級の認定に当たっては上記説示のとおりであり、請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。